



山形県公報

平成24年3月6日(火)
第2323号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項に規定する政令で定める規模の特例に関する規則を廃止する規則……………(用地課) ……215

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……216
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更……………(同) ……217
- 事業の認定……………(用地課) ……同
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……218
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……221
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……222

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(村山総合支庁地域振興課) ……223
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(置賜総合支庁地域振興課) ……同
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施……………(建築住宅課) ……224
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(酒田商業高等学校) ……同

## 規 則

公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項に規定する政令で定める規模の特例に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成24年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第4号

公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項に規定する政令で定める規模の特例に関する規則を廃止する規則

公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項に規定する政令で定める規模の特例に関する規則(平成8年4月県規則第34号)は、廃止する。

### 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第200号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称     | 指定医療機関の所在地    | 指定年月日      |
|---------------|---------------|------------|
| わたなベデンタルクリニック | 東置賜郡高畠町大字馬頭72 | 平成24. 2. 1 |

### 山形県告示第201号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称           | 施設又は実施する事業の種類    | 指定介護機関の所在地             | 指定年月日       |
|---------------------|------------------|------------------------|-------------|
| 訪問看護ステーションメルヘン      | 介護予防訪問看護         | 東村山郡山辺町大字大寺字竹ノ花1152番地1 | 平成24. 2. 15 |
| みずき介護サービス           | 訪問介護<br>介護予防訪問介護 | 寒河江市大字寒河江字石田32番地の2     | 同 2. 21     |
| みずき介護サービス 居宅介護支援事業所 | 居宅介護支援           | 寒河江市大字寒河江字石田32番地の2     | 同           |

### 山形県告示第202号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地            | 障害福祉サービスの種類      | 廃止年月日      |
|------------------------------|------------------------|------------------|------------|
| 社会福祉法人 親和会<br>鶴岡市新海町8番33号    | みらい<br>鶴岡市新海町17番32号    | 共同生活援助<br>共同生活介護 | 平成24. 2. 1 |
| 社会福祉法人 親和会<br>鶴岡市新海町8番33号    | まごころ<br>鶴岡市みどり町22番43号  | 共同生活援助           | 同          |
| 社会福祉法人 親和会<br>鶴岡市新海町8番33号    | ピノキオ<br>鶴岡市新海町17番33号   | 共同生活援助           | 同          |
| 社会福祉法人 親和会<br>鶴岡市新海町8番33号    | 希望荘<br>鶴岡市高坂字仏供沢55番19号 | 共同生活援助<br>共同生活介護 | 同          |

**山形県告示第203号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地            |                            | 障害福祉サービスの種類      | 変更年月日      |
|------------------------------|------------------------|----------------------------|------------------|------------|
|                              | 変 更 前                  | 変 更 後                      |                  |            |
| 社会福祉法人 親和会<br>鶴岡市新海町8番33号    | あたご<br>鶴岡市中野京田字大坪22番5号 | 鶴岡地区共同生活事業所<br>鶴岡市新海町8番33号 | 共同生活援助<br>共同生活介護 | 平成24. 2. 1 |

**山形県告示第204号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成24年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 起業者の名称

山形市

2 事業の種類

山形市楯山コミュニティセンター建設事業

3 起業地

- (1) 収用の部分 山形市大字風間地内
- (2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

山形市楯山コミュニティセンター建設事業（以下「本件事業」という。）は、地域住民の自主的な地域づくり活動の拠点施設であるコミュニティセンターの建物を移転改築するものであり、土地収用法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当する。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である山形市は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

イ 従来の地区公民館は、使用機会の公平性による画一的な運営等により、地区の独自性や特性を生かした様々な取り組みにおいては対応が制限される場合があった。コミュニティセンターは、これまでの制限等を排除し、地域住民の自主的な地域づくり活動を支援し、地域の連帯意識を高め、世代間の交流を深めることを目的とし、山形市コミュニティセンター条例の規定に基づき平成23年度に地区公民館から移行したものである。

また、コミュニティセンターは、自然災害時には、臨時に生活する場所としての収容避難所の機能も有している。楯山コミュニティセンターについても上記の機能が期待されるが、築後36年が経過し、建物全体の老朽化が著しく耐震性に不安がある上、楯山地区は過去に高瀬川の氾濫等の水害が起きた地域であり、災害時の安全確保の点から大きな課題を抱えている。

本件事業は、地域住民の自主的な地域づくり活動を支援するという目的を達成するため、また防災拠点としての機能を確保し市民の安全・安心を守るため、敷地を拡張し建物を建設するものである。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 一方、本件事業の施行により失われる利益について考察するに、本件事業を施行する区域には希少動植物

や文化財等は確認されていないこと、また、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響が考えられるものの、工事機械作動時の防音に十分に配慮する等の措置を講じることから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 本件事業の起業地については、

- (イ) 建物の建設に必要な面積及び必要最小限の駐車スペースを確保できる面積をもつこと。
- (ロ) 現在の敷地に隣接していること、又は現在の敷地の近辺であること。
- (ハ) 交通の利便性に優れていること。
- (ニ) 上水道の給水及び下水道の排水に問題がないこと。
- (ホ) 周辺住民への騒音等の環境面に問題がないこと。

等の基準により、3候補地を選定し比較検討を行った結果、起業地は、現在の敷地を拡張して建設するため利用者の混乱を来さないこと、出入口が踏切からある程度の距離を有し、かつ主要地方道山形山寺線からコミュニティセンターまでの市道を拡張する計画があるため、冬季降雪期や大きな集会による渋滞の要因を排除できる等から、最適と認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較検討した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ 楯山コミュニティセンターは、築後36年が経過し、建物全体の老朽化が著しく耐震性に不安がある上、過去には近接する高瀬川の氾濫等の水害が起きた地域であり、災害時の安全確保の点から大きな課題を抱えている。

また、現施設は少ない部屋数に対し利用者は多く、利用時間帯を調整しながら対応しているところである。加えて、来館する利用者の大半は車を利用しているため、現在の駐車スペースでは不足しており、やむを得ず現施設の近くのJAやまがたや楯山小学校の駐車場を借用している状況にある等、地域住民に不便を来している状況である。

一方、楯山コミュニティセンターは、風水害時に避難するための場所であるとともに、災害が一段落した後、家を失った市民が臨時に生活する場所である「収容避難所」として、更には勤務時間外における市職員災害発生時の「参集場所(防災拠点)」としての機能も有しているところだが、耐震性の面から市民の安全・安心の確保に不安がある。

以上のことから、本件事業は、地域住民の利便性を向上させるため老朽化や狭あい性を解消するとともに、東日本大震災を教訓に収容避難所としての機能の充実を図り、また防災拠点として施設の耐震化を図ることにより市民の安全・安心を確保する等、早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は、一時的な利用に供されるものは存在せず使用的手段には馴染まないため、収用的手段を講じることが合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

山形市役所財政部管財課

#### 山形県告示第205号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 滝の沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 大洞入－1       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 大洞入－2       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 堂の沢－1       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 海老ヶ沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 小海老ヶ沢       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 庄の沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 上海上沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 小滝沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 三沢沢2        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 逆木沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 滝の入沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 水上沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 大巻沢－1       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 大巻沢－2       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 大巻沢－3       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 中林沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 京塚沢3        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 小柳沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 赤崩沢3        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 成島沢－2       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 赤崩沢2－1      | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 赤崩沢2－2      | 別紙図面のとおり | 土石流                 |

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 廻戸沢－1  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 谷の口沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 前之在家沢1 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 前之在家沢2 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 石木戸沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 三沢沢1   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 落合－1   | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 落合－2   | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 三沢－1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三沢－3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 赤崩     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 筒が沢2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小峡     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蛇の口    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 長手     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 石木戸－1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 石木戸－2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 筒が沢    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 落合     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上ノ台1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上ノ台2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 立沢     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 廻戸     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 丹南     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに米沢市役所

において縦覧に供する。

### 山形県告示第206号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 滝の沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 大洞入－1         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 大洞入－2         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 堂の沢－1         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 海老ヶ沢          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 小海老ヶ沢         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 庄の沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 上海上沢          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 小滝沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 三沢沢2          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 水上沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 大巻沢－2         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 大巻沢－3         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 中林沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 京塚沢3          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 赤崩沢3          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 成島沢－2         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 赤崩沢2－1        | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 赤崩沢2－2        | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |



|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 廻戸沢－1  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 前之在家沢1 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 前之在家沢2 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 石木戸沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 三沢沢1   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 三沢－1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三沢－3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 赤崩     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 筒が沢2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小峽     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蛇の口    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 長手     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 石木戸－1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 石木戸－2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 筒が沢    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 落合     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上ノ台1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上ノ台2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 立沢     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 廻戸     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 丹南     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに米沢市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第207号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子



## 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中 「東根市大字東根甲7420番地5」 を 「東根市さくらんぼ駅前三丁目7番15号」 に改める。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

---

**公 告**

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成24年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成24年2月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 NPO天童高原
  - (2) 代表者の氏名  
工藤 一夫
  - (3) 主たる事務所の所在地  
天童市老野森一丁目15-5
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、天童市民及び天童高原の利用者に対して、天童高原の管理運営に関する支援活動は元より、市民生活の充実のために、市民の協力を得ながら多種多様な業種との連携を通して主体的に事業を行うことにより、生涯学習やスポーツ健康増進のフィールドの提供、農林産業や観光産業等の発展にも寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成24年2月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人地域福祉共生会
  - (2) 代表者の氏名  
岩井 幸子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市御廟二丁目3番33号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、障がい者に対して、自立支援に関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第1項の規定により、同法第13条の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験を財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）が次のとおり実施する。

平成24年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 試験の日時及び場所

| 区 分           | 学 科 の 試 験     | 日 時                               | 場 所                           |
|---------------|---------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| 二 級 建 築 士 試 験 | 学 科 の 試 験     | 平成24年7月1日（日）<br>午前10時から午後5時10分まで  | 山形市緑町一丁目5番12号<br>山形県立山形工業高等学校 |
|               | 設 計 製 図 の 試 験 | 平成24年9月9日（日）<br>午前11時から午後4時まで     | 同 上                           |
| 木 造 建 築 士 試 験 | 学 科 の 試 験     | 平成24年7月22日（日）<br>午前10時から午後5時10分まで | 同 上                           |
|               | 設 計 製 図 の 試 験 | 平成24年10月14日（日）<br>午前11時から午後4時まで   | 同 上                           |

### 2 受験申込手続

#### (1) インターネットによる受験申込

平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り、インターネットにより受験を申込みことができる。その場合は、平成24年3月31日（土）午前10時から同年4月6日（金）午後4時までの間にセンターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）において、必要な事項を入力して申込みこと。

#### (2) 書面による受験申込

次の受付期間及び場所により、原則として申込者本人が受験申込書を直接提出して申込みこと。

| 受 付 期 間                                         | 場 所                                     |
|-------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 平成24年4月9日（月）から同月16日（月）まで<br>（各日とも午前10時から午後5時まで） | 山形市城北町一丁目12番26号<br>社団法人山形県建築士会          |
| 平成24年4月9日（月）及び同月10日（火）<br>（各日とも午前10時から午後5時まで）   | 東田川郡三川町大字横山字西田48番地の8<br>出羽商工会三川支所内の受付場所 |

### 3 その他

詳細については、県土整備部建築住宅課（電話023(630)2643）又は社団法人山形県建築士会（電話023(643)4568）に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 落札に係る特定役務の名称及び数量

山形県立酒田光陵高等学校教育用電子計算機組織の賃貸借サービス 一式

#### 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山形県立酒田商業高等学校事務室 酒田市上本町7番10号 電話番号0234(22)0444

#### 3 落札者を決定した日 平成23年12月26日

#### 4 落札者の名称及び所在地

キューブワン情報株式会社 酒田市新井田町2番23号

#### 5 落札金額 1,002,750円

#### 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

#### 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成23年11月15日